

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	報告事項について	2
①	地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告について.....	2
②	公共施設の活用に伴う民間事業者の公募における優先交渉権者の決定 について.....	5
③	「矢板市デジタルバリアフリー宣言」について.....	7
④	令和5年度当初予算の新規事業等について.....	8
⑤	泉保育所の在り方について（公私連携保育法人による保育所運営）	10
⑥	矢板市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメント実施 について.....	18
⑦	事故報告について.....	21
4	その他	21
5	閉会	22

日 時	令和5年1月19日(木)	午前10時00分～午前10時49分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 市 長 | 齋 藤 淳一郎 |
| ② 副市長 | 横 塚 順 一 |
| ③ 教育長 | 村 上 雅 之 |
| ④ 総合政策部長兼総合政策課長 | 和 田 理 男 |
| ⑤ デジタル戦略課長 | 石 川 民 男 |
| ⑥ 秘書広報課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑦ 総務部長兼総務課長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑧ 健康福祉部長兼社会福祉課長 | 沼 野 晋 一 |
| ⑨ 都市整備課長 | 佐 藤 裕 司 |
| ⑩ 生涯学習課長 | 高 久 聡 子 |

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ
出席

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 薄 井 勉 |
| ② 主査 | 粕 谷 嘉 彦 |
| ③ 主査 | 佐 藤 晶 昭 |

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（１０：００）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

そして、遅ればせながら新年明けましておめでとうございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議題につきましては、地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告についてなど７件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告について

○議長（1）報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） おはようございます。

地方創生交付金事業及び総合戦略の実績について御報告いたします。まず、資料１を御覧願います。地方創生交付金事業の令和３年度実績でございます。表記載のうち４事業が効果検証の対象で、上から三つの事業は、ハード整備

である拠点整備交付金、一番下はソフト事業がメインの推進交付金です。年度毎に目標値、いわゆるK P Iを設定し、実績を基に効果検証をするものです。このK P Iでございますが、前年度の実績値からの増減となっております。

それでは1段目、スポーツ合宿拠点整備事業についてでございます。本事業は、片岡トレーニングセンターのシャワー室設置など、利便性の向上を図りました。令和3年度の実績ですが、K P I ①施設使用料について、令和2年度のコロナ禍による減少から回復し、約8万8,000円の増額となりました。K P I ③年間宿泊者数につきましては、5,600人増加となり、事業の開始前と比較し2万8,400人の増加となりました。

次の農林業振興拠点整備事業は、道の駅やいた直売所において、自動ドアの設置など、機能拡充を行いました。K P I ①年間売り上げについて、令和3年度実績は前年比約7,260万円。5か年累計で約2億3,000万円の増額となりました。令和3年度の売上額は6億1,400万円となり、目標としておりました4億円を大きく上回る結果となりました。緊急事態宣言による営業休止等もありましたが、施設整備による機能拡充に加え、第3セクターによる管理運営が大きく寄与したものと評価しております。

次の未来体育館での事業は、令和6年度以降の検証となります。最後の推進交付金事業は、「connect with ハピネス」事業として、健康増進、子育て支援施策の充実など、ソフト事業を実施しております。K P I ②健康ポイント付与総数は、コロナ禍による新規参加者の減少により、想定を若干下回りました。感染対策と両立可能なウォーキングの推奨等により、利用者増加につなげてまいります。K P I ③はつらつ館利用者数は、コロナ禍の制限緩和により、実績値は1,831人増加し年間4,890人の利用となりました。

た。

以上が、地方創生交付金事業の実績となります。

続きまして、総合戦略の実績についてでございます。

6 ページとなります。資料 2 につきましては、令和 3 年度から 7 年度を計画期間とする、総合戦略に掲げた、まち・ひと・しごとの各分野、30 指標の進捗状況で、令和 3 年度は計画初年度となります。令和 2 年度の現状値、3 年度の実績値、そして計画の最終年度となる 7 年度の目標値、その横に進捗状況を記載しております。この進捗状況は、最終年度の目標値を 5 か年で達成するため、単年度の進捗率を 5 分の 1 である 20% と想定し、20% 上回る場合は青矢印、20% 未満は黒矢印、現状から乖離してるものは赤矢印としております。全 30 項目において概ね順調である青矢印が 15、やや遅れている黒が 7、それ以下である赤が 6、実績なし 2 となりました。

主な指標について御説明いたします。

表の左から三つ目の列、検証シートのナンバー 1 とナンバー 2 の市内民間従業者数及び事業者数、平成 28 年度経済センサス活動調査の現状値に対し、令和 3 年度の調査が実績値となり、共に減少傾向となりました。平成 30 年度の手電機メーカー工場の休止や、小規模事業所の後継者不在等の影響によるものです。

飛びましてナンバー 13 スポーツ交流人口は実績値 11 万 5,319 人となり、前年度比で約 1 万 3,500 人増加ですが、次の経済波及効果はコロナ禍によるスポーツ合宿の減少により、実績値が 12 億 1,900 万円となりました。令和 2 年度から約 1 億 8,000 万円の減少でございますが、令和 4 年度は、これらの影響縮小に加え、いちご一会国体開催により、大きく改善するものと見込んでおります。

次にナンバー15、合計特殊出生率並びにナンバー16、0－4歳人口について、共に令和2年度を下回る結果となりました。社会現象でもある晩婚化や未婚率の上昇、核家族化など様々な要因によるものと受けとめております。

ナンバー28、デマンド交通及び市営バス乗車人数につきましては、令和3年10月にデマンド交通と中央部循環路線に再編しました。誰もが利用できる交通体系となったことから、実績は1日64人乗車と順調に推移しております。

なお、詳細な検証結果は、それぞれ個別の検証シートを参照願います。

本進捗状況につきましては、まち・ひと・しごとに関わる各分野の外部有識者で構成する検証委員会を開催し、様々な御意見、御提言をいただきながら、施策の成果向上につなげているところでございます。

進捗の遅れた事業は、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症対策の影響などが主な要因ですが、人口減少時代への対応に加え、アフターコロナを見据えた各種取組を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 議運長報告のとおり御協力をお願いいたします。

② 公共施設の活用に伴う民間事業者の公募における優先交渉権者の決定について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総合政策課長 続きまして、公共施設の優先交渉権者の決定について御報告いたします。

本件につきましては、昨年11月19日の全員協議会に御報告いたしました

とおり、民間事業者に対する公募型プロポーザルを実施したところ、ＪＴ引き込み線跡地を除く３施設について、それぞれ１事業者から応募がありました。各事業者の提案を審査したところ、いずれも審査基準に満足する事業計画と認められたことから、応募事業者を優先交渉権者に決定いたしました。

その概要について御報告いたします。

まず、旧長井小学校の事業者は、所在地矢板市泉、有限会社手塚武商店です。事業概要といたしまして、農林観光体験ツアーやグラウンドでのキャンプ、ワーケーションなどの宿泊事業並びにシェアオフィステナント事業などを実施する提案であります。

次の旧豊田小学校につきましては、所在地大田原市親園の一般社団法人つばさでありまして、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び相談支援事業を実施するものです。

次の道の駅やいたエコモデルハウスはさくら市馬場の株式会社テトテによる就労継続支援Ａ型による飲食店、甘味処の実施事業となります。

現在、それぞれの事業者と活用計画に基づく貸出し範囲や賃借料等、財産の賃貸借契約に向けた協議を進めており、協議が整い次第、契約締結となり、事業着手となりますが、賃借料を想定額より減額して契約となる際には、財産の減額貸付として議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員 御説明ありがとうございます。１点お伺いいたします。

旧長井小の件についてでございますが、校庭や周りの敷地内の清掃関係については、やはりこの中に含まれてるということで認識してよろしいのでし

ようか。

○総合政策課長 施設利用に当たりまして、それに付随する区域全体について、維持管理ということになりますので、そういったこともですね、極力お願いしていただけるということで承知をしています。

○議長 他にございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 「矢板市デジタルバリアフリー宣言」について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○デジタル戦略課長（石川民男） おはようございます。

矢板市デジタルバリアフリー宣言について御報告いたします。

昨年11月より施行しました、矢板市デジタル戦略を推進するに当たりまして、その基本理念について宣言を行うことにより、市内外に周知し、市民の皆様への理念の浸透とデジタル人材が矢板市に集まりやすくなる土壌の醸成に努めたいと考え、今回の実施に至りました。

お手元の資料を御覧ください。宣言内容につきましては御覧のとおりです。併せて同戦略に基づく、これまでと今後の取組についても、この機会に一覧化いたしました。

今後とも、なお一層の計画推進に努めてまいりますので、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりましたご質疑等はありませんか。

○中村議員 1点ちょっとお伺いいたします。

戦略の中で、例えば市内どこでもWi-Fiが繋がるとか、もしくは公共施設内では、フリーWi-Fiが使えるとかですね、また市内主要なところでは使えるとかそういう考えはあるのでしょうかというのを1点お尋ねいたします。

○デジタル戦略課長 議員お尋ねのフリーWi-Fiの設置等でございますが、今、警察のほうからフリーWi-Fiは、基本的にセキュリティ上問題があるので、自粛するようというお達しがあります。つきましては、フリーという形はできないのですが、それ以外のものということでネットワークの環境と5Gのキャリアとかに対する要望とかですね、そういう活動を行いまして、ネットワークの環境をより良いものにするように努めていくということを戦略の中では記載してございます。

○議長 他にございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 令和5年度当初予算の新規事業等について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） 令和5年度当初予算の新規事業等について御報告いたします。

令和5年度の当初予算につきましては、10月の全員協議会で御報告いたしました編成方針に基づき、現在編成作業を行っております。

年明け1月6日から市長査定を行いまして、ほぼ内容が固まってまいりましたので、本日は新規に取り組む事業を速報で御報告するものであります。

新規事業のうち、主な11の事業について資料をまとめております。それぞ

れの事業の目的と内容を記載しておりますので、詳細の内容は後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

令和5年度につきましては、厳しい財政状況の中におきましても、事業を進めるための財源確保に努め、健全財政を図りながらの積極型予算となっております。その中で、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行に当たり、感染症対策に注意を払いつつ、社会経済活動との両立を図っていくための社会資本整備事業や、DX・GX事業を新規事業に盛り込んでおります。そのほか、これまで償還払いで行ってきた、小学生から高校生までのこども医療費助成について、現物給付へ拡大することや、原油価格物価高騰の影響を受けた事業者等への支援として、低金利の短期融資制度の創設などがございます。

現段階における一般会計の予算規模を申し上げますと、総額は150億9,300万円で、令和4年度当初予算に比べ11億7,300万円、約8%の増となっております。

増加した主な要因ですが、資料のナンバー3、泉中学校の施設転用複合化事業。そしてナンバー8の城の温泉センター改修事業、さらには、継続事業である文化スポーツ複合施設建設事業等によるものであります。

以上、現時点における予算規模等を説明させていただきました。この令和5年度当初予算の概要につきましては、来月2月の全員協議会で改めて御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 泉保育所の在り方について（公私連携保育法人による保育所運営）

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○健康福祉部長（沼野晋一） 泉保育所の在り方について、公私連携保育法人による保育所運営につきまして御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。

内容といたしましては、資料の趣旨にもありますとおり、現在、公立保育所として運営しております泉保育所を、令和7年度から民間法人による運営とするとともに、運営の制度といたしまして、公私連携保育法人の制度を導入するものとなります。

泉保育所につきましては、市内唯一の公立保育所として保育現場の状況を把握し、それを保育行政に生かすため運営を行っております。保護者の就業機会の変化によりまして、保育ニーズも多様化してきているため、そのニーズに対応して、より保育環境の充実を図る必要に迫られております。

その保育環境の充実を図るにも、国・県の補助事業の活用は必要なものと考えておりますが、保育所に関連する国庫補助事業や県補助事業には、民間保育所のみ対象となるものが多く、公立保育所が同じ事業に取り組む場合は、市が負担する必要があります。そのほか、保育所の運営費につきましては、民間保育所のみが国庫補助対象となっており、公費負担が必要となる部分について、公立保育所は全額が市の負担となっているところでございます。今回、導入する公私連携保育法人につきましては、民間法人に運営を任せることで、資料概要5の内容に記載のとおり、国庫補助や県補助を活用して、教育環境の充実を図ることができ、かつ、市で負担していた財源を活用して市全体の保育環境のさらなる充実を図ることも可能となります。それに加えて、

概要6その他に記載のとおり、この制度の特徴である市と民間法人が協定を結んだ部分について、市から民間保育所の運営に対して関与することもできます。これまで同様、保育現場の状況把握も可能となります。民間保育所と、公立保育所の双方のメリットを併せ持つ制度がこの公私連携保育法人となります。

協定を締結する民間事業者につきましては、市の関与のもと、保育を行っていくことから、現在、社会福祉法人である矢板市社会福祉協議会を協定相手と想定して、今後、協議をしていく予定でございます。

移行時期につきましては、概要に記載のとおり令和7年度からということで考えております。令和7年度は、泉複合化施設へ移転をして1年後となりますので、施設としてよりよい保育環境となります。民間法人に移管するためにも、施設が新しくなるこのタイミングで公私連携保育法人を導入していくことといたしました。

なお、今回の報告は運営方針の決定であることから、計画の詳細につきましては、今後協議決定していくこととなります。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○中村議員 1点ちょっとお尋ねします。

以前、公立保育所が多数あったときに、保育所検討委員会なるものを設置して民営化にあたって、民間に移すことについて、様々な議論がされたというふうに思っています。そのときも、公立保育所は、一つは残すべきだという考えの下に、進めてきたという認識を持ってるのですが、今回、どのような経過をもって、どういう議論がされて、こういうふうに整理、考え方をまとめたのか、その辺の経過について、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

○健康福祉部長 もう少しこの経過についてということなのですが、大変申し訳ないのですが、繰り返しになってしまいますが、現在、公立保育所、1か所を残すということで、泉保育所ということで運営をしてまいったところなのですが、先ほども説明したとおり、市が保育所の運営を行うことで、保育現場の状況を把握し市の保育行政に生かしていくということで、1か所運営してきたというところでございます。

今回、平成27年度にこちらのほうの公私連携保育法人の制度ができまして、今までの民営化では社会福祉法人のほうに運営を全部お任せして、市が委託するというような形であったのですが、こちらの公私連携保育法人につきましては、市と法人が協定を結びまして、市がその運営に関与できるという制度でございますので、こちらを活用いたしまして、市がまるきり法人に社会福祉法人のほうに運営を任せていくというわけではなく、市も協定の範囲内で関与していけるという制度でございますので、今回そちらの制度を活用いたしまして、民営化というような方針を決定したものでございます。

それとですね、運営費等につきましても、公立保育所でありますと、国・県の補助等が活用できないということでございますので、そちらも法人に運営をお願いするということになりますと、そちらの活用もできるということでございますので、先ほども言いましたように、どちらのメリットも使えるような制度でございますので、こちらの制度を活用させていただくということになったということでございます。

○中村議員 ここに記載の先ほど説明されたものについては、新たにこういった制度もあるし、いろいろ国庫補助とかそういったのも活用できるし、より良いものができますよと。その辺の説明をさっき伺ったのですが、私の質問の仕方も悪かったのかかもしれませんが、保育所検討委員会というものが昔あ

って、そこで順次、民間に移すための議論がなされたときに、はっきりは覚えていないのですがいろんな課題があって、公立保育所を一つは残すという考え方があったと思うのですよ。そういうところの課題というものは、どういうふうに議論して整理されたのかというふうな経過を、今回こういう方針を打ち出すまでにされたのか。例えば、昔あったそういう保育所検討委員会みたいなものを設置して、一般の人も入れて議論してきましたとか、そういった経過について、そういった中で、こんな議論があってこのように整理したというようなことをお伺いしたかったのです。

○健康福祉部長 確かに前回、片岡保育所の民営化に当たっては、保育所検討委員会等、そういった組織を立ち上げて、議論してきたところなのですが、その中で出てきた課題等につきましては、やはり市が保育所の運営を行うことで、保育現場の現状を把握したり、保育行政に活かしたりしていくということができるのではないかとということで、1か所残してきたということでございます。それでありまして、今回、市がまるきりそういったことから離れてしまうのではなくて、この公私連携法人制度を使うことによりまして、市が協定で関与できるということがありますので、そういった組織を立ち上げて議論ではなくてですね、その部分が解決できるということで、庁内で調整会議・庁議等を踏まえて、こちらを決定してきたということでございます。

○中村議員 確認ですが、以前、その片岡保育所の民営化のとき、その前に第1・第2・第3とか保育所ありましたよね。東町にはちょっと別の名前だったというふうに思うのですが、そういったところを今度変えるときに、そういう保育所検討委員会等を作って、議論してきたという経過が確かあります。そのときに、やはりいろんなニーズの下に矢板市立の保育所もやっぱり一つ

は残すべきだというような議論があったというふうに思ってるのです。だから今回も、そういう検討委員会なるものを例えば設置して、そういったところの課題は、今回のこういう制度で解決できるとかそういった議論があったのかなと。そのように思ったのですが、今の話でいくと、保護者等または一般市民等が入った状態での委員会等の検討はなくて、庁内でそういうことを決めたというそういうことでいいのですね。

確認だけさせてください。

○健康福祉部長 はい。外部の委員さんを集めての委員会等設立しての議論は、なかったということでございます。

○市長 ただいまの中村議員の御質問に対しまして若干補足と言いますかさせていただきます。

中村議員の御懸念、思いというのは、私も多少なりとも理解をしているような気がいたしております。

まず、保育所をいわゆる指導する立場である私ども基礎自治体が、保育の現場を知らずして保育所を指導できるのかというようなこと、こういった指摘は、矢板市の中で、以前どのような検討が行われたかということは、承知はしておりますが、そのようなことで、公立保育所を一つぐらいは残そうというようなお話があったのではないかなあというふうに当時を推察するところでございます。

また、公立保育所があることで、市内の幼児教育保育に対する中核的な役割を果たす、そういった意味合いもあったのではないかと思いますし、いろいろ発達であったり、何と申しまししょうか通常の保育が困難なお子さんを、お引き受けするセーフティーネット的な意味合いというものが、この公立保育所にはあったのではないか、あるというふうに私自身は少なくとも認識を

しているところでございます。

そういった中で、先ほど健康福祉部長からもございましたように、この公私連携保育法人という制度が創設をされましたのは平成27年度でございました。片岡保育園の移行のセレモニーが平成28年の5月か6月に実施をされたというふうに記憶をしておりますが、多分、以前に外部の方もお入りになったその検討会議にはですね、この公私連携保育法人という制度はなかったのだろうというふうに思っております。

その後、公私連携保育法人という制度ができて、県内でも他にスタートした自治体もございますが、そういった中で県内の先進事例も踏まえながら、矢板市としては具体的な研究、そして調査検討を行ってきたところでございます。

ちょっと元に戻りますけれども、中核的な機関というふうにいたしましては、まず泉保育所の保育士全員にですね、現在、保育活動専門員という資格がございます。そういった資格を受けていただくということで、本年度は2名がその資格を取得見込みでございます。こういったことで、先ほど申し上げましたように、市内の幼児教育保育のセンター的な役割を果たすそういった取組は、今後ともしっかりと進めていきたいと思っておりますし、協定の締結相手と想定しております、矢板市社会福祉協議会とも踏み込んだ協議をしていきたいというふうに考えております。

幼児教育保育施設、それぞれ事業者経営者の方の思いがございますけれども、それがなかなかこの連携法人が増えていかない理由だというふうに承知もしております。そういった中で、御案内のとおり受け皿となる社会福祉法人矢板市社会福祉協議会でございますが、私は副会長を仰せつかっております。健康福祉部長は多分、常務理事という非常勤でございますが、そのよう

な形で、市といろいろな事業をこれまでやってまいりました。

職員の派遣も、職員の受入れも実施をしているというようなことで、単に民間法人というだけではなくて、本市の意向がしっかりと反映できる社会福祉法人だというふうに認識をしております。そういった社会福祉法人矢板市社会福祉協議会とはですね、既にご下話を始めさせていただいておりますけれども、今後しっかりと協議ができる相手方だというふうに思っておりますし、そういった中で、完全な公立保育所ではなくなりますが、その泉保育所、公立保育所であった泉保育所の思い、考えというものはしっかりと継承をされるものだというふうに思っております。加えて、国等の補助金・交付金等も受け取ることができる。本日の下野新聞の朝刊で佐野市の取組の施設整備の例があったかと思っておりますけれども、そういったことも今後、可能になるというところでございますので、このようなことでひとまず御理解をいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中村議員 市長が詳しく話されたので、そういった内容が過去に検討委員会ではいろいろ議論されてきたのだというふうに私も思っているのです。従って今回も市民のやはり理解とか納得とかそういったことを高めるには、同じようなステップを踏むべきだったのではないのかなと。そのように思ってその経過について、ちょっとお尋ねしたのです。

市長も言われたように、新たなそういう連携の制度ができて、そこで相手方とは社会福祉協議会を想定しているということで、十分なそういう懸念の部分は払拭できるという内容で進めるということですから、それについてどうこうというところまではいきませんが、やはりこの経過としてですね、そういう丁寧な形で進めるべきものではなかったのかなということを思い、最後に一言ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 他に御質疑等ありませんか。

○宮本議員 ただいまの中村議員の質問に関連でございますけれども、先だって市長のほうで、御説明に伺ったのか、何か新聞の報道でちょっと見させていただきましたが、その際にですね、父兄または職員等からの御意見とか、御希望等は伺ったのでしょうか。またそれに対して市長はどのようなお考えを示されたのか、ありましたらお聞きしたいと思います。

○議長 宮本議員、市長に対してですか。今、市長にと聞いているのですけど。健康福祉部長が答えてよろしいですね。

○宮本議員 結構です。

○健康福祉部長 こちらのほうですね、先日、1月15日の日曜日に、現在、泉保育所のほうに通われてる保護者の方に、泉中学校の複合化施設に関連する配置ですかね、今度、泉中学校に入るところの場所、校舎内の場所の説明も含めまして、それと今回の公私連携法人に移行しますという御説明をさせていただいたところでございます。説明をしましたところですね、配置等の説明もありまして、そちらのほうでどのような形になるのかというような御質問等が出たり、こちらの公私連携法人の運営というか、こちらのほうにつきましても説明をさせていただいたのですけれども、保育所のほうにつきましては、やはり子供たちの環境が変わるというところが一番心配だという、保護者の方が心配なされるところの説明をさせていただいたところなのですが、場所等につきましては、南側の校舎の1階というところでありまして、あとは公私連携法人につきましては、社会福祉協議会と協議をさせていただくというような説明をさせていただいて、保育士については、7年度については市のほうから派遣をさせていただいて、保育士のほうは継続してなるべく環境が子供たちの環境が変わらないような方向でいきますというような御説明

をさせていただきました。こちらについて、保護者の方につきましては、概ねというか、好意的に取っていただいて、安全対策をしっかりしていただきたいというような御要望が出ましたので、そちらのほうはしっかりと対応させていただくというようなことで回答させていただいたところでございます。好意的に受け取っていったというふうに、思っているところでございます。

以上です。

○宮本議員　ありがとうございました。

御丁寧の説明されたということではございますけれども、公立の保育園に預ける方、親御さん、おじいちゃん、おばあちゃんはやはり私立の保育園では得ないものを多分、求めているかと私は今まで思っておりましたので、これが、連携となると不安もまた増加するのではないかなというふうに思うので、今後とも御丁寧に関心あるごとに御説明、または納得いただくような御説明をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長　ほかに御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長　ないものと認めます。

⑥ 矢板市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメント実施について

○議長　次に、⑥について説明を求めます。

○都市整備課長（佐藤裕司）　矢板市都市計画マスタープランに係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。現行の都市計画マスタープランが平成25年11月に改定されてから、概ね10年が経過することと、上位計画である、やいた創生未来プラン、矢板都市計画区域マスタープランが改定

され、関連計画である、矢板市立地適正化計画、矢板市景観計画が今年度末までに策定公表されることから、本計画を見直し策定することで進めてまいりました。このたび計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施するものであります。実施期間は1月20日から2月20日までの1か月間。実施方法等につきましては記載のとおりです。

計画の概要について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

第2章 将来都市像について。都市づくりの目標は、都市づくりの視点、都市づくりの理念を検討し、将来都市像を「豊かな自然と共生し 誰もが暮らし訪れる次代につなぐ コンパクトなまち やいた」とします。令和22年における、本計画の人口フレームは、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望値を踏襲し、2万6,700人とし、用途地域内人口は50%といたします。将来都市構造及び将来都市構造図は記載のとおりです。主な変更箇所は交通拠点に矢板北スマートインターチェンジ、スポーツ・レクリエーション拠点にとちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設、観光・交流拠点に山の駅たかはらを追加した点です。また、都市軸において国道461号は、矢板都市計画区域マスタープランに合わせ、広域都市間交流軸に変更した点です。

続きまして3ページを御覧ください。第3章 都市整備方針について、主な変更箇所を御説明いたします。まず1. 土地利用の方針について、方針図を御覧いただきながらお聞き取りください。矢板市街地西側の用途地域外に当たる主要地方道矢板那須線バイパス周辺の適切な市街化誘導の検討、とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設の立地する区域の周辺の土地利用との整合性や、宅地利用の動向等を踏まえた用途地域の変更の検討、つつじが丘ニュータウンの用途地域無指定区域における、用途地域の指

定などが主な変更箇所であります。そのほか4.景観形成の方針、6.環境にやさしい都市形成の方針は、立地適正化計画及び景観計画などの新たな計画を都市整備方針に反映させております。7.交流環境形成の方針は、今回新たに追加した方針です。観光資源の充実のほか、文化・スポーツレクリエーションの環境づくり、交流、コミュニティ拠点づくりを進め、交流拠点と広域都市間交流軸との連携を生かし、人の流れを市内に向けるための仕掛けづくりを目指します。

次に4ページを御覧ください。第4章 地域別整備方針について。現行都市計画マスタープランでは、矢板地区を三つに分けておりましたが、これを一つにまとめ、矢板・泉・片岡の三つの地域区分としました。各地域の将来像及び地域づくりの主な目標は記載のとおりですが、まちなか居住の促進、持続可能な市街地の形成、交通ネットワーク環境の形成など、人口減少時代においても一定の都市機能を維持するべく、都市計画マスタープランの高度化版と言われる、立地適正化計画の内容を反映させました。

第5章 まちづくりの推進方策について、想定される実現方策は記載のとおりです。

計画の実現に向けて、協働を基本としたまちづくり、事業化による本計画の実現を目指します。事業化にあたっては、都市計画や都市再生に関わる下記の制度を活用いたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 事故報告について

○議長 次に⑦について説明を求めます。

○生涯学習課長（高久聡子） 事故について報告いたします。

事故の発生時期は、令和4年12月20日午後1時30分頃です。場所は矢板市末広町26番1の店舗駐車場でございます。事故の状況は、泉公民館の職員が駐車後下車するために開けた庁用車運転席のドアと、庁用車の右隣の駐車区域に後方から前進してきた車両と接触したものです。

被害状況といたしましては、庁用車の運転席ドア及びドア周りの部品破損と、相手車両の左前方部の破損となります。相手車両、庁用車、それぞれ運転手のみ1名が乗車していましたが、共にけがはありませんでした。

現在、事故の相手方と被害状況等について調査、過失割合の協議中でございます。今後、相手方との示談が整いましたら、所定の手続きを行い、議会には改めて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の事故は、職員が安全運転を心がけていたにもかかわらず起きた事故であります。ですが、今後二度とこのような事故を発生しないよう、職員に対し、交通安全の徹底を促してまいります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 ほかに何かございませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(1 0 : 4 9)

令和 年 月 日

議長